

地域包括ケア病棟開設のご案内

当院では、平成27年11月から7階南病棟を「地域包括ケア病棟」として運用いたします。

●地域包括ケア病棟とは、

急性期治療を経過し、病状が安定した患者さんに対して、在宅（自宅）や介護施設への復帰に向けた医療や支援を行う病棟です。患者さんやご家族の方が安心して退院できるよう、医師・看護師・リハビリテーションスタッフ・在宅復帰支援担当者等が協力してサポートさせていただきます。

なお、当該病棟の入院期間は、患者さんの病態により調整しますが、入室後60日間が限度となります。

当院では、7階南病棟の34床をご用意しております（4人部屋7室・個室6室）。

●対象の患者さんは、

- 急性期治療により病状は改善したが、もう少し経過観察が必要な患者さん。
- 退院に向けての継続的なリハビリテーションが必要な患者さん。
- 在宅（自宅）復帰または、介護施設への入所などの準備が必要な患者さん。
- 退院間近であるが、患者さん自身が在宅での療養に不安がある場合など。

●入院費については、

地域包括ケア病棟入院料の届出を行いますので、1日あたりの入院費が定額となり、リハビリテーション料・投薬料・注射料・簡単な処置料（人工透析は対象外）・検査料・入院基本料・画像診断料などの費用のほとんどが包括となります。

ただし、食事療養費や個室料金、病衣使用料などは、急性期病棟と同様に別途必要となります。

●入院に対する留意点は、

一般的な血液検査、レントゲン検査、投薬治療は可能ですが、急性期病棟（一般病棟）で行われる高額な医薬品の投与や特殊検査、手術等、病状の変化により、集中治療が必要であると担当医が判断した場合、急性期病棟（一般病棟）へ転棟となる場合がございますのであらかじめご了承願います。

●地域包括ケア病棟のイメージ

